

議案第60号

さいたま市と春日部市との間のし尿処理に関する事務の委託の廃止について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成21年3月31日をもってさいたま市岩槻区のし尿処理に関する事務の春日部市への委託を廃止することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相 川 宗 一